

第 2 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年6月27日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第2回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年6月27日(月曜日)

午前10時03分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長 中村博生
副委員長 溝口幸治
委員 前川 收
委員 岩下 栄一
委員 平野 みどり
委員 藤川 隆夫
委員 重村 栄
委員 池田 和貴
委員 松岡 徹
委員 山口 ゆたか
委員 上田 泰弘
委員 東 充美
委員 泉 広幸
委員 杉浦 康治
委員 前田 憲秀
委員 橋口 海平

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

議長 馬場 成志

説明のため出席した者

総務部

部長 駒崎 照雄
市町村局長 小嶋 一誠
人事課長 古閑 陽一

財政課長 小林 弘史

税務課長 出田 貴康

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

企画振興部

総括審議員兼

政策審議監 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内田 安弘

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

農林水産部

農林水産政策課長 国枝 玄

土木部

監理課長 金子 徳政

都市計画課審議員兼

課長補佐 平山 高志

教育委員会事務局

教育政策課長 田中 信行

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

政務調査課主幹 板橋 徳明

午前10時3分開議

○中村博生委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第2回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

今回は執行部を交えた最初の委員会であり、執行部を代表して駒崎総務部長にごあいさつをお願いいたします。

○駒崎総務部長 総務部長の駒崎でございます。

この委員会の議題の大部分、企画振興部の方がテーマでございますけれども、総務部長の私の方からごあいさつをさせていただきます。着座で、ごあいさつさせていただきます。

中村委員長、溝口副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、当委員会に付託された3つの課題について御審議をいただくわけでございますが、いずれも本県の重要課題でございます。執行部といたしましても、しっかりと取り組んでまいりますので御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

付託案件の現在の状況につきましては、この後個別に御説明いたしますし、冒頭のごあいさつでもありますので、ごくごく簡潔に申し上げます。

1点目の地方分権改革につきましては、去る4月28日に地域主権関連3法が成立いたしました。今後、県及び市町村においては、条例により基準を設定するなどの対応が必要になってまいります。

なお、国の出先機関改革につきましては、今後、移譲の実現に向け九州地方知事会として国との具体的な協議に取り組むことになっております。

2点目の道州制につきましては、政府としての大きな動きは現在ございません。

3点目の政令指定都市につきましては、去る4月26日、総務省に対し知事、県議会議長、熊本市長及び同市議会議長により、意見書を提出いたしました。

総務事務次官からは、県と市の希望を尊重しながら手続を進めるとのコメントをいただいております。来々年4月の政令指定都市移行に向けて準備を進めてまいります。

付託案件の現状は以上のおりでございますが、初回となります本日の委員会では、地

方分権改革や道州制のこれまでの経過や最近の動向、政令指定都市実現に向けた動きなどについて御説明させていただくこととしております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○中村博生委員長 続きまして、執行部から名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思います。部長より、順次お願いいたします。

（駒崎総務部長、小嶋市町村局長～田中教育政策課長の順に自己紹介）

○中村博生委員長 それぞれ自己紹介を、ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されております調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件、政令指定都市に関する件、3件でございます。

まず、執行部から説明の後に一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限りわかりやすく、簡潔をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課長の坂本でございます。着座にて御説明させていただきます。

まず、地方分権改革関係について御説明いたします。地方分権改革関係資料の1ページをお開きください。

ページ左の部分に、平成18年以降の第2次地方分権改革の動きを記載しております。ページ右の部分は、地域主権改革の主な動きをまとめています。地域主権戦略会議の設置、地域主権戦略大綱の閣議決定、昨年12月の出先機関の原則廃止に向けたアクションプランの閣議決定、そして、ことし4月28日に地域主権関連3法が成立いたしました。

後ほど個別に説明させていただきますが、

3法とは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法。それと、国と地方の協議の場に関する法律、地方自治法の一部を改正する法律の3つでございます。これまで、昨年3月の国会提出以来、本県を初め全国知事会としても強く成立を求めてきたものでございます。

その下の欄ですが、国と地方の協議につきましては、これまで6回開催されてきましたが、先日6月13日に初めて法に基づく国と地方の協議の場が開催され、社会保障と税の一体改革、東日本大震災復興対策について協議が行われたところでございます。

2ページは、地域主権戦略大綱の概要版をそのまま掲載しております。

第1において、地域主権改革の全体像が示されております。

第2、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は、第1次、第2次一括法、そして第3、基礎自治体への権限移譲は第2次一括法、第4、国の出先機関の原則廃止は、九州広域行政機構、第5、ひも付き補助金の一括交付金化は、地域自主戦略交付金という形で取り組みが進んでおりますので、第2から第5を中心に御説明させていただきたいと考えております。次ページ以降に整理しております。

3ページをお願いいたします。第1次一括法についての概要でございます。

この法律は、提出時点では地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案という名称でしたが、ここに記載のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律として、4月28日に成立、5月2日に公布されました。

義務付け・枠付けの見直しの内容ですが、地方分権改革推進委員会第3次勧告のうち、自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図る

ため、地方から見直しを要望していたものを中心に41法律を一括改正するものです。例えば、施設・公物設置管理の基準については、これまで政省令で規定してあったものが条例で規定することになり、政省令は条例制定の基準を示すという位置づけに変わります。

それに伴い、本県において条例の整備が必要となるものは、児童福祉施設の設備運営基準など10本程度になると考えております。

また、これまで国の認可が必要だったものが、届け出だけで済むようになったり、大臣同意協議が廃止されたりしております。

(3)計画等の策定については、策定義務の規定そのものが廃止されるものや、計画を策定しなければならないという規定が、策定することができるという規定になるものなどがあります。

3ページ下の段の施行期日のところで、③地方自治体の条例や体制整備が必要なものは、来年の4月1日施行とされており、現在、各部局においてその内容を精査中でございます。

関連して、第2次一括法から先に御説明いたします。1枚めくっていただいて、6ページをごらんください。

基礎自治体への権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関し、関係法律の改正を行うための法律、いわゆる第2次一括法についての概要をまとめたものでございます。

基礎自治体への権限移譲に関しては、未熟児の訪問指導など47法律、義務付け・枠付けの見直しに関しては、公立高校の収容定員の基準の廃止など160法律の整備を行うものです。この法案は今国会に提出されておりますが、審議は開始されていないと聞いております。

仮に成立しますと、第1次一括法同様、施行日は来年4月1日になるものもありますので、国会の審議の状況を注視するとともに、

それぞれ対応を検討することとしております。

それでは戻りまして、4ページをお願いいたします。

国と地方の協議の場に関する法律の概要について、御説明いたします。

協議の場の構成メンバーは、国からは内閣官房長官、特命担当大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指名する国務大臣ということになっております。また、議長は枝野官房長官が指定されています。

地方からは、地方6団体代表各1人ずつでございます。副議長には、互選により全国知事会長の山田京都府知事が選出されています。

②の協議の対象ですが、ここに掲げているような、地方自治に関する重要な事項が協議されることになっております。6月13日の第1回協議の場での議題は、社会保障、税一体改革についてと、東日本大震災復興対策についてでした。

③の招集等ですが、内閣総理大臣が招集することとされています。

開催回数については、6月13日に決定された運営規則では、臨時に招集する場合のほか、毎年度4回開催するとされました。

④に、分科会の規定があります。6月13日の協議の場において、地方6団体からは社会保障、税一体改革については分科会を設置し、実質的な協議を開始すべしという意見書を提出しております。

⑤は、国会への報告、⑥協議結果の尊重となっております。

次に5ページ、地方自治法の一部を改正する法律の概要について、御説明いたします。

地方自治体の自由度を拡大するための措置として、(1)議員定数の法定上限の撤廃、(2)議決事件の範囲の拡大などの改正を行うものです。

また、複数の市町村が、例えば監査事務局

を共同設置したり、県と市が保健所を共同設置したりするなど、できるようになりました。

一方、市町村の事務を丸ごと共同処理する全部事務組合、役場事務組合といった特別地方公共団体は1959年以来存在しておらず、廃止されたところではあります。

また地方自治法自体が地方公共団体に義務づけしておりました基本構想の策定義務等が廃止され、自由度の拡大が図られたところではあります。

また、2、直接請求制度の改正についてですが、これまで公職選挙法を準用し、公務員は投票を行う直接請求の代表者にはなれないとされていましたが、平成21年11月18日の最高裁判決を受け、選挙管理委員会の委員及び職員以外の公務員は代表者になることができるという改正です。

(2)署名に関する罰則の追加は、地位を利用して署名運動した公務員等に対する罰則を新たに設けたものです。

6ページは先ほど御説明いたしましたので、7ページをお開きください。

7ページ、8ページは、地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてです。地域主権戦略室の資料をもとに、御説明いたします。

ひも付き補助金を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するため、今年度は都道府県分を対象に実施され、市町村分は24年度からの導入とされています。

一括交付金化される対象事業は、左の枠囲みの中の9事業となります。国土交通省の社会資本整備総合交付金の一部や、農林水産省の農山漁村地域整備交付金の一部などです。

中ほどに記載の5,120億円のうち、地域自主戦略交付金は、沖縄分321億円を除く4,799億円ですが、そこから下の方の注書きに記載されております北海道分、離島分、奄美分を差し引いた額4,394億円になります。それ

以外の地域にその額が配分されます。

右側①配分額の通知の矢印の下に、客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入とされておりますが、括弧書きを見ていただくと、継続事業に配慮し初年度は1割程度とされております。つまり、今年度は継続事業等による配分が9割、客観的指標による配分が1割ということになります。

その結果、客観的指標に基づく配分は、先ほど申しました4,394億円の1割程度、おおむね440億円になります。ただし、8ページに記載されておりますとおり、平成23年度予算については公共事業施設費の5%を執行留保するとされており、5%相当の220億円が留保されました。

このように、継続事業の事業量等による配分や客観指標に基づく配分により、結果として8ページ下の表のとおり、熊本県には112億3,813万円配分されることとなりました。

7ページに戻っていただいて矢印のところですが、②に記載のとおり、通知を受けた後、県は対象となる9事業の中から自由に選択して事業を実施することになります。その際、交付金の交付は、③各府省に移しかえて行います。つまり、交付申請、交付決定といった手続は、各省庁とのやりとりになります。

地域自主戦略交付金の説明は、以上です。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております、九州広域行政機構について御説明いたします。9ページを、お聞きください。九州広域行政機構に関する経緯をまとめたものです。

平成19年から現在までの経緯を、国の動き、全国知事会、関西広域連合の動き、そして九州地方知事会の動きの3列で整理しております。

平成21年9月、国は国出先機関の原則廃止を表明しました。平成22年4月の全国知事会議で、国出先機関廃止後の受皿について、ブ

ロックごとに検討することとなりました。それを受け、5月の九州地方知事会において、本県知事の発案により国出先機関を丸ごと受ける新たな広域行政機構の設立を検討することで合意しました。

10月には、九州地方知事会として受皿組織のイメージを固め、九州広域行政機構(仮称)として、その設立を目指すことにしたところです。その際の公表資料は、11ページから13ページになりますが、後ほど御説明させていただきます。

その後、昨年12月28日には国においてアクションプラン、出先機関の原則廃止に向けて閣議決定されました。その内容の一部を10ページ中ほどに記載しておりますので、ごらんください。

まず第1で、出先機関の事務権限をブロック単位で移譲することを推進するための、広域的实施体制の枠組みづくりのため、所要の法整備を行うとされております。

(2)では、出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本とするとされており、まさに九州地方知事会が提案している事務・権限、財源、人員等を丸ごと受け入れるという内容が反映されています。また、全国一律一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとするとされ、九州や関西が先行して実施できることが想定されています。

九州としては、この動きを加速させるため、昨年2月に九州地方知事会として広域行政機構法の骨子を取りまとめ、公表したところです。

2月17日の第1回のアクションプラン推進委員会に、九州地方知事会の会長の広瀬大分県知事が出席し、広域行政機構法の骨子を示して、説明を行っております。

広域行政機構法の骨子案については、15ページ、16ページになります。骨子案の説明の前に、まず12ページをお聞きください。

先ほど申しましたとおり、これは昨年10月に公表したのですが、国の出先機関8府省15系統を丸ごと受け入れるイメージ図です。丸ごと受け入れるといいながらも、各県で受け入れる方が効率的なものについては各県で受け入れ、事務によっては国に残すべきと整理すべきものもあり得ることを示しておる図でございます。

また機構組織のイメージは、執行機関として九州各県の知事が委員となる合議制の知事連合会議があり、議事機関として議会代表者会議があるというものです。こういったイメージを骨子案として整理したものが、15、16ページになります。

お聞きいただきまして、まず15ページの一番上、法案の名称ですが、九州広域行政機構法ではなく、広域行政機構法としております。九州のみに適用される特別法ではなく、一般法として考えております。

2の、機構の設置及びその機能ですが、機構の法的性格位置づけは、国から地方への権限移譲を受けて事務を処理するための組織であることから、地方自治法上の特別地方公共団体の1類型としています。また、地方支分部局ごとに属する事務の全部を移譲することとし、丸ごとの意味を明確にしております。

3の機構の組織ですが、執行機関としての知事連合会議、議事機関としての議会代表者会議を置くこととしています。詳細な執行体制については、機構がみずから条例等で定められることを想定しております。

右の16ページに移りまして、議会代表者会議につきましては、議会の意向を反映するため、議会の議決を経て定めるということにしております。

(3)の監査で想定する外部監査制度や、下の方の6、住民の関与に記載している住民監査などのチェック制度は、現在の国の出先機関の弊害の1つである住民ニーズが反映されにくいということを克服しようとするもので

ございます。

4で、知事連合会議、議会の代表者会議の権能を規定しています。また、機構は国と対等な関係であることを明確にし、縦割りを持ち込まないということのために、内閣総理大臣に対して要請することとしています。財政上の措置でも、やりとりの相手方は内閣総理大臣とし、財源確保を国の義務規定としています。

7、その他では、改めて機構の職員の身分が地方公務員であることを明記しました。

ここまでの経緯につきましては、昨年度の道州制問題等調査特別委員会において逐次御報告するとともに、御指摘いただいた課題については、熊本県として九州地方知事会の検討の場に持ち込み、骨子案等に取り入れるなどしてまいりました。

それでは、その後の動きについて御説明いたします。

アクションプランのスケジュールによると、4月から6月には基本的枠組みの決定、その後は法案化作業を進め、平成24年通常国会に法案提出になっておりますが、東日本大震災の影響もあってスケジュールがタイトとなったこともあり、国から移譲対象機関の絞り込みの要請がありました。九州地方知事会としては、すでに広域連合を設立し取り組みを進めている関西と協調する方向で調整を図り、17ページに添付しておりますとおり、まずは九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方環境事務所の3出先機関を先行して国と協議を進めることとし、5月26日に公表したところです。同日、関西広域連合も、同様の内容で公表いたしました。

改めて、13ページで確認させていただきたいと思います。

国が想定していた廃止対象出先機関は、この表の上段、8府省15系統になります。このうち11番、14番については、全国知事会における整理を受けて、地方へは移譲しないこと

とされています。

また3番については、各都道府県で受け入れる方が効率的という整理になっております。ハローワークを先行して都道府県へ移譲するよう、全国知事会としても強く主張しているところです。

さらに、九州広域行政機構に限っていえば、沖縄は参加しない意思を明らかにされており、1の2、それと13番は外れます。15番も九州には関係ございませんので、実際は1、2、4から10、そして12の7省10系統になります。このすべてについて事務権限、人員、財源等を丸ごと受け入れようとする方針に変わりはありませんが、3機関、4番の九州地方整備局、9番の九州経済産業局、12番の九州地方環境事務所を先行して国と協議することにしたものです。

なお昨日、地域主権戦略会議がまとめた、丸ごと移管のための制度の骨子案が明らかになったとの新聞報道がっておりますが、九州地方知事会及び熊本県として正式には確認しておりません。

報道によりますと、九州地方知事会が提唱する広域行政機構も移管先になるとしていると言われておりますが、今後、詳細を確認し国との協議を進めてまいりたいと考えております。

地方分権改革関係の説明は以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。お手元の資料19ページを、お開きください。道州制関係の動きを、一覧にしております。

平成22年6月に閣議決定されました地域主権戦略大綱の中で、道州制についての検討も射程に入れていくとされておりますが、その後、政府としての大きな動きはございません。

九州においては、これまで九州地域戦略会議において、道州制の九州モデルを策定する

など積極的に取り組んでまいりました。県としても、昨年度は九州地域戦略会議夏季セミナーにおいて、道州制についての意見交換会を担当しました。

また、道州制シンポジウムin熊本をテルサホールで開催し、啓発に努めました。

九州に活動拠点を持つ経済人の会である九州経済フォーラムの主催による、バーチャル州議会においては、蒲島知事が仮想州知事役を務めました。知事は、道州制の周知啓発という趣旨に賛同して出席しましたが、マスコミにも広く取り上げられ、道州制についての関心を高める効果があったものと考えています。

今年度に入って、新しい動きがっております。20ページに記載しておりますが、与野党超党派の国会議員約150人が参加する道州制懇話会が設立されました。概要は、ここに記載のとおりでございます。

道州制関係の説明は、以上です。

○中村博生委員長 続きまして、政令指定都市関係の能登市町村行政課長。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

本日は、資料の22ページからの「政令指定都市実現に向けた動きについて」に沿って御説明いたします。資料につきましても、大きく政令指定都市制度の概要、政令指定都市移行に向けたこれまでの取り組み、さらには政令指定都市移行に向けた今後の取り組み予定の3部構成にしております。

まず、資料23ページの1番の、政令指定都市制度の概要でございます。

1番、制度の意義でございますように、政令指定都市制度でございますが、大都市の行政需要の増大に対応した高度で広範な行政サービス提供のために、一般の市と異なる特例を設けまして、市民生活にかかわりの深い事

務を、県から大都市に移譲するものでございます。24ページ4の、先行事例に記載しておりますとおり、これまで19の都市が指定を受けております。

23ページに戻っていただきまして、指定の要件でございますが、大きく分けまして人口要件と(2)の都市機能、行政能力要件を満たす必要がございます。

人口要件につきましては、国が市町村合併推進のために策定いたしました市町村合併支援プランで、平成22年3月までに大規模な市町村合併が行われました場合は実質70万人程度に緩和されておりました、富合町、城南町、植木町と合併いたしました人口約73万人となりました新熊本市は、この合併特例による政令指定都市移行を目指しております。

指定の手續につきましては、24ページの3、指定の手續にありますが、特に法令等による規定はございません。先行事例などを参考にいたしまして、県といたしましても現在、市と連携いたしまして、市が目標としております平成24年4月の移行を目指しまして、後ほど御説明しますとおり必要な手續を進めてございます。

25ページを、お願いいたします。政令指定都市移行に向けました、これまでの取り組みでございます。

初めに1番、政令市を目指した市町村合併の動きでございますが、(2)新合併特例法のもとでの動きをごらんください。新合併特例法に基づき策定いたしました市町村合併推進構想に、熊本市の政令指定都市移行の必要性を明記いたしまして、熊本市の合併を支援してまいりました。

その結果、先ほども申し上げましたが、3町との合併が成就いたしまして、平成22年3月末に人口73万人の新熊本市が誕生したことは御案内のとおりでございます。

2番の、県から市への事務権限移譲でございます。

県と市では、平成21年10月政令指定都市移行県市連絡会議を設置いたしまして、主体的なまちづくりでございますとか住民生活に密着した事務につきましては、できるだけ多くの事務を熊本市に移譲できますよう協議を進めてまいりました。

その結果、303の事務、1,482項目でございますが、これらの事務につきまして移譲を行うこととしまして、昨年10月26日に事務権限の移譲に関する県市基本協定を締結いたしました。

26ページに、協議結果を移譲の根拠ごとに、事務数と項目数を記載した一覧表を掲載しております。

次に、資料の27ページをお願いいたします。

(2)熊本市の政令指定都市移行に伴う県財政収支影響額試算(過去20カ年平均)の概要(一般財源ベース)でございます。

熊本市の政令指定都市移行を契機としました事務権限の移譲につきまして整理がなされましたことを踏まえまして、一般財源ベースで政令指定都市移行に伴う県財政収支への影響額を試算してございます。なお、試算は平成21年度の決算ベースの数値を基本に、20カ年の平均で整理させていただいております。

熊本市の政令指定都市移行に伴う県財政への影響につきましては、28ページの下表、2、影響額試算(20カ年平均)をごらんください。政令指定都市移行後20年間の歳出と歳入及び収支の動きを示したものですが、年を追うごとに財政収支は改善していきまして、平成43年度まで20年間の平均では、一番右下にございますように、年間約12.8億円の黒字となる見込みでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

(3)円滑な事務権限移譲の推進につきましては、後ほど今後の取り組みとあわせて御説明いたします。

次の3番、熊本市における取り組みでござ

います。熊本市でも政令指定都市移行に向けたさまざまな取り組みを、当然のことですが、進めております。

まず、(1)熊本市の政令指定都市ビジョンの策定でございます。政令都市移行後の目指すべき都市像やまちづくりの方向性を示しましたこの将来ビジョンでは、熊本市が政令指定都市となり、熊本県全体の牽引役として、市域を越えた広域的な連携強化を行っていくことも基本理念等に掲げられておりまして、今後このビジョンに沿った施策展開が期待されるところでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

(2)行政区画の編成、区役所の位置及び区名の検討でございます。これらにつきましては、市長の諮問機関でございます熊本市行政区画等審議会からの答申に基づきまして、政令指定都市推進本部で正式に決定されております。行政区画の編成及び区役所の位置につきましては、別冊の参考資料の5ページに記載してございますので、後ほど参照していただければと思います。

(3)の区役所等の施設及び各種情報システムの整備につきましては、こちらも後ほど今後の取り組みにおいてあわせて御説明させていただきます。

(4)給与等国家公務員に準拠しない公務員制度の見直しでございますが、長年の課題でございました独自給料表や初任給基準などの国家公務員と異なる給与制度等につきましては、すでに本年4月に政令都市移行を契機に、国家公務員の給料表に準拠した給料表への切りかえなどが行われております。

また(5)熊本市からの政令指定都市の実現に関する意見書等の提出につきましては、政令指定都市移行に向けた取り組みの進捗を踏まえまして、昨年11月30日、熊本市議会におきまして熊本市の政令指定都市実現に関する意見書の議決が行われまして、本県知事及び本県議会議長に意見書等の提出がなされてお

ります。こちらにつきましても、参考資料に添付させていただいております。

次に、31ページをお願いいたします。県市連携した取り組みでございます。

先に(2)、下の方でございますが、県議会における意見書の議決と総務省への要望活動を御説明いたします。

ただいま御説明いたしました昨年11月の熊本市及び熊本市議会からの意見書等の提出を受けまして、本年3月9日に開催されました道州制問題等調査特別委員会におきまして、熊本市の政令指定都市に関する意見書の本会議への提案を御審議いただきまして、全会一致で可決していただきました。

その後、3月15日の県議会最終日におきまして、同意見書について審議されました結果、全会一致で可決していただいております。

この意見書の議決を踏まえまして、4月26日、先ほど部長の方からも御説明いたしました、蒲島知事、小杉前県議会議長、幸山市長及び坂田前市議会議長で、総務省岡本事務次官等を訪問いたしまして、政令指定都市への移行実現に関する要望活動を行ったところでございます。総務事務次官からは、県市が希望している移行時期を尊重しながら手続を進めていきたいとのコメントをいただいております。

次に戻っていただきまして、(1)の総務省への移行調書の提出でございます。政令指定都市の実現に向けましては、国に対して政令指定都市としての要件を満たしていることを説明することが必要になりますので、国の窓口となります総務省に対しまして昨年4月以降、熊本市が主体となりまして県も連携しながら、月1ないし2回のペースで説明を行ってまいりました。

昨年度末までに一通りの説明が終了いたしましたことから、説明してまいりました内容を移行調書として整理させていただきます。

て、総務省に提出させていただいたところでございます。

以上が、これまでの取り組みでございます。これからが、本年度の取り組みのところでございます。

32ページを、お願いいたします。3、政令指定都市移行に向けた今後の取り組み予定でございます。

まず今後の主なスケジュールにつきまして、1、主なスケジュールに記載しておりますとおりで想定してございます。平成23年3月の意見書議決そして4月の県・市連携しての国への要望活動を踏まえまして、現在、総務省や法令所管省庁での検討が本格化しております。8月末ごろを目途に再度、県・市連携した政令改正の要望を行うこととしております。

その後、最終的な国における調整が行われて、10月ごろには閣議決定、政令の公布をいただきたいというスケジュールで考えております。さらに正式な決定を受けまして、県・市の議会での関係条例等の改正等をお願いいたしまして、平成24年4月の政令指定都市移行の実現というスケジュールを想定しております。

次に、2、県から市への事務権限移譲でございます。

まず(1)円滑な事務権限移譲の推進のうち、①事務権限移譲に係る事務引き継ぎでございます。事務引き継ぎにつきましては、県・市基本協定の締結後、県・市の担当部局間で引き継ぎ内容等につきまして協議を進めてまいりました。移譲する事務につきましては、事務処理の停滞や住民サービスの影響が生じることがないように、移譲に伴い県が有しております事務処理のノウハウ等につきまして、人事交流や研修等を通じまして十分な説明や実地の研修を行うこととしております。

また、担当窓口が県から市に変わることも

ら、関係者に混乱が生じないように周知啓発に努めますとともに、関係事業者等に対しまして事前の説明会や研修会等の開催についても検討することとしております。

今年度予定しておりますスケジュールにつきましては、33ページをお願いいたします。

上半期におきましては、事務処理マニュアルの作成や個別事案ごとの処理状況や処理方針等に関する説明など、事務引き継ぎが円滑に進みますよう遺漏のないように準備を進めることとしております。

また下半期におきましては、住民への周知、関係事業者等に対する説明会の開催、諸様式の印刷、窓口のサインの準備、受付や事務処理のシミュレーションなど熊本市における事務処理を念頭に置いた直前の準備を進めることとしております。

次に2番②の事務権限移譲に伴う県・市間の人事交流でございますが、権限移譲前の平成23年度までは移譲事務に関する市職員のノウハウ取得を目的に、市から県への派遣研修を中心としまして、権限移譲を行う24年度以降につきましては、市からの要請に基づき業務ノウハウを有する県職員を市へ派遣することを中心に、人事交流を行うこととしております。

参考までに、平成23年度の人事交流の状況を記載しておりますが、市から県への派遣、研修を含めまして30名、県から市への派遣2名となっております。

さらに③、仮称でございますが、県・市間における連絡調整会議の設置でございます。政令指定都市移行後も、事務権限移譲等に関しまして事務の円滑な処理が確保されますよう、県・市間で連絡調整のための場を設置することとしております。

次に、3、熊本市における取り組みでございます。

まず(1)区役所等の整備でございます。これも仮称でございますが土木センター及び子

どもセンターなど、新たに整備が必要な施設につきましては、現在建設中でありまして、平成24年1月末までには完成する予定でございます。

政令指定都市に向けた施設整備の状況につきましても、参考資料の13ページの方に記載してございます。

また(2)、区役所開設に向けた準備でございますが、区役所開設に向けましては、区役所開設時に各種手続がスムーズに実施できるよう、区役所で行う事務ごとの事務フローや事務マニュアルの作成などの取り組みが進められております。

また、区役所や出張所で行う業務についての最終的な事務分掌、決裁区分の整理、それに伴う組織・人員体制の検討も進められてございます。

34ページを、お願いいたします。

(3)区バス導入に向けた準備でございます。区役所への交通手段の確保と公共交通不便地域の解消を目的に、区バスを導入することとして検討が進められております。具体的な運行ルートなどにつきましては、今後、住民の意見を聞きながら、秋ごろを目途に確定されるということと聞いております。

次に4、県・市連携した取り組みでございます。

まず、(1)国における本格的な検討への対応でございます。先ほど想定している主なスケジュールでも簡単に御説明いたしましたが、今後、総務省内での政令指定都市移行に関する説明会の開催や、市への移譲事務を所管する関係省庁と総務省との関係法令改正に向けた協議など、国における本格的な検討が進められることとなります。これらに対しまして、その準備や事前説明などについて、県・市で連携して取り組むこととしております。

次に、(2)県並びに熊本市における政令改正要望でございます。政令指定都市指定の時

期につきましては、移行後の事務の準備期間等を勘案いたしまして、既存の政令指定都市においては政令指定都市移行を目指す時期のおおむね6カ月前、先ほども申し上げましたとおり熊本市の場合はことし10月ごろでございますが、そのころに閣議決定と政令の公布がなされております。参考の欄に、政令公布の時期等について書いてございます。

熊本市の政令指定都市移行に関する国における検討が最終段階に入った時期、通常、閣議決定の1ないし2カ月前の時期に、改めて県並びに熊本市が一体となりまして、国に対して政令改正に向けた要望活動を行う必要がございます。その要望を受けまして、国では閣議決定に向けた最終調整が行われることになるというふうに考えております。

35ページを、お願いいたします。政令指定後の関係条例の改正でございます。

熊本市を政令指定都市とする政令の公布がなされた後、熊本市においては行政区画設置条例など、県におきましては知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例などにつきましての制定・改廃が必要となります。現在、政令指定都市移行に伴い必要となる関係条例につきまして、県・市で改正に向けての準備を進めております。

次に、(4)政令指定都市移行に係る周知でございます。熊本市の政令指定都市への移行が正式に決まりました段階で、窓口が県から市に変更となる事務、行政区の設置に伴う住居表示の変更、それに伴う既存の許認可や登録の変更が必要となる手続等につきまして、広く周知広報を行う必要がございます。住民サービスなどに支障が出ないように、今後、県・市で役割分担を行いながら周知広報を行うこととしております。

次に、(5)政令指定都市実現に向けた気運醸成の取り組みでございます。これまで平成20年8月に組織されました熊本市政令指定都市推進協議会におきまして、政令指定都市実

現に向けましてシンポジウムの開催、テレビCMや中心市街地での懸垂幕、PRグッズ等による周知活動などを行ってきております。今年度も取り組みを継続することとしておりますが、県におきましても引き続き、こうした動きを支援するとともに、熊本市が政令指定都市となる意義やその効果の積極的な活用等も含めて、周知広報を行っていくこととしております。

最後に、(6)都市計画法に基づく区域区分、線引きについてでございます。都市計画法上、政令指定都市の全部または一部を含む都市計画区域については、区域区分、各線引きを定めるものとされております。旧3町の域につきましても、平成24年4月の政令指定都市移行時までに区域区分を行うよう、これまで県・市で密接に連携しながら検討作業を進めてまいりました。市におきましては、昨年10月から11月にかけて、旧3町の住民に対する制度の説明会を開催するとともに、本年3月から5月にかけて市の原案につきまして、旧3町の合併特例区委員や嘱託員など有識者への説明会を開催しております。また、これを受けまして、5月から6月には旧3町ごとに住民向けの説明会も開催しております。

市では今後、住民説明会などで出されました意見を踏まえて、検討した素案を県に提出することとされておまして、県では市の素案をもとに九州地方整備局や九州農政局など関係機関との事前協議を経まして、都市計画法に基づく必要な手続を進めることとしております。

以上、長くなりましたが、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、これまでの経緯と現状並びに今後の取り組み予定などを中心に御説明申し上げます。よろしく御説明申し上げます。

○中村博生委員長 次に、政令市移行後の県

のビジョン策定について、坂本企画課長お願いいたします。

○坂本企画課長 それでは参考資料、「政令市移行後の県のビジョン策定について」をごらんください。

この資料は、ことし3月の道州制問題等調査特別委員会に御提出した資料でございます。

この資料の一番下、「今後のスケジュール」のところをごらんいただきますと、6月ごろまでに市町村との意見交換と書いておまして、実は、まさに今市町村との意見交換中でございます。ということで、新たな進捗状況について御報告することに至りませんでしたので、3月の委員会時点と同じ資料を提出させていただいております。

簡単に内容を説明させていただきたいと思っております。

「ビジョンの基本的な考え方等」ということで、(1)基本的な考え方のところ、人口減少や少子・高齢化、経済のグローバル化が急速に進む中で、熊本県におきましては九州新幹線の全線開業、政令市誕生というビッグチャンスを生かして、県勢の発展そして県内各地域の活性化につながるような取り組みの方向性を示すというものが、ビジョンだと考えております。

策定に向けた重要な視点としまして、熊本市との連携強化と政令市効果の全県波及。2番目に、政令市以外の地域振興策の重点化。3番目に、道州制や急成長するアジアをにらんだ取り組みの展開ということ、重要な視点と考えております。

取り組みの方向性として、地域振興施策の総合的展開、アジアをターゲットとした人・物の交流拡大、農山漁村での新エネルギーの利活用、交流拡大や産業振興につながる基盤整備ということで方向性を出しております。

今年度はすでに、そういったことを踏まえまして政令市移行後を見据えた取り組みとして、実際、事業を実施しております。地域づくり“夢チャレンジ”推進事業ということで今まさに展開をしておるところです。

地域への移住・定住を促進し、地域資源を生かした企業や誘客、地域コミュニティの維持といった課題に対する市町村や地域住民自主的な地域づくりを総合的かつ積極的に支援するものです。

また、熊本市及び熊本大学との共同による上海事務所の開設を考えているところです。

説明は、以上です。

○中村博生委員長 以上で、執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

まず、地方分権改革関係と道州制関係について、質疑を行いたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

○前川収委員 国と地方の協議の場に関する法律というのが、前の委員会でも少し議論しましたけれども、やっと法律ができたということでもありますけれども、協議の対象はこの中に、4ページですけれども②の中に掲げたとおり、非常に重要な内容が協議されるということになっております。

そして、最終的に6番、協議結果の尊重ということで、協議が整った事項については、議員は協議結果を尊重しなければならないというふうに書いてありますけれども、これは前やった議論と同じなんです、例えば我々の代表としては全国都道府県議会議長会の代表者が1人この委員になる、臨時の委員は別として1人しかならないということですね。

この場で基本的に協議され出た結果というものも尊重しなければならないんですけれども、「臨時の議員は」と書いてあるから、これはその人が個人で尊重しておけばいいわけ

ですか。要するに、全国知事会の代表が、前もあったですね、三位一体改革のときに、全国知事会の中では意見が分かれていました。これは我が党がやった、自民党がやったものでよくなかったと思っていますけれども、今でも反省の材料なんだけれども、結局あのとき使われたのは、全国知事会からの要請もあってということで三位一体改革はやられたわけですね。あれは、東京とか大都会は喜んだと思いますけれども、我々は損するとわかっていましたから反対だということをしていました。ただ、一元化されてしまって、いわゆる知事会の意見ということになってしまうと、なかなか我々が言いづらい話になってしまいますので、今回は、法制化されたわけですから、その辺の位置づけがどうなるのかを我々も聞いておかなければいけない。方法は、2つしかないと思うんですね。1つは、代表になる委員さんが全国議長会を構成する各県議会もしくは市町村議会、それぞれの議員の意見の集約をもって、その委員としての発言をするということですね。集約できないことはどうするのかは、わかりません。そのときは採決を保留してもらえないかもしれませんね。議員の場合は、そうでしょう。それから知事も同じですね。

そういった部分について、いわゆる我々の代表となる、組織上代表となる人の意見というのが非常に大事な根幹的な議論の中で反映されていくのかどうなのかという部分を、法的に見たらどうなのかを、ひとつ説明してもらいたいというふうに思います。

それと、もう一つ。これは地域自主戦略交付金の話なんですけれども、前の委員会からずうっと私は、交付金になると総額抑制がかかるぞという警戒を継承してまいりました。いよいよ、ことしから県は、来年から市町村はそれぞれこういった交付金制度が始まってくるわけで、県はすでに始まっております。調べた範囲におきましては、農業農村基盤整

備事業の交付金は、また大幅に削減されたということですね。それから道路整備関係の交付金も削減されているということです。その削減された前提は、去年まではひもつき補助金だったのがこうなったとか、いろいろ複雑でわかりづらいですね。それから交付金になっているから、どの金がどの金なんだというのがわかりづらい、色もひもも付いてないという話でありますから、わかりづらい。

それで、ちょっとお願いなんですけれども、県から見た形で、1次交付金と2次交付金があるんですけども、この交付金の総額が昨年度、去年までの、もしくはその前でもいいですよ、要するに国から流れてきたお金として考えたときに、補助金だろうが何だろうがいいですよ。そのときに総額的にはどうなっているのか。変わっているのか変わっていないのか。全国で見ればわかるんですけども、僕から見れば大体全国がこの程度の予算があれば熊本県には幾らくるとというのが大体わかっていましたね。それと比べると随分減っているような気がしてならないんですけども、総額で、いわゆることしから始まった地域自主戦略交付金がこれまでの制度ということでの額で、どういう名目で来ようが、これは我々にとって大事な原資であることは事実ですから、簡単に言えば減らされていないかということですよ。ふえていけば、ふえた方がいいわけですから。そういうチェックができていいのかどうなのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○坂本企画課長 1番目の問題の方の協議結果の尊重についての法的な説明をということですが、3月24日に議会の方から意見書が提出されておるということもあって、我々も内閣府の方の説明を確認したんですが、協議が整った事項については、議員と臨時に参加した者、その会議に参加した者は結果を尊重しなければならないということで、個々の地方

自治体全体に尊重義務がかかるものではないというふうに聞いております。ただし、前川委員が言われたとおり、出られる委員というのは各団体を代表して出られているということからすると、意見を集約して出られているということが当然のこととしてあった上で、ただし、個々の地方自治体に尊重義務がかかるものではないというふうに聞いてはおります。

○小林財政課長 地域自主戦略交付金の移行に伴います、県財政の影響についてのお尋ねでございました。

予算状況について御説明を申し上げさせていただきますと、平成22年度、本県予算といたしまして土木部、農林水産部合計でございますが、1,084億円を予算として計上いたしておりました。

それに対しまして今年度でございますが、予算のベースで申しますと1,012億円ということで、対前年度比で6.6%減少しておるという状況でございます。国の投資的経費自体が大幅に抑制されておりますので、自主戦略交付金への移行すべてが原因というのはまた議論があらうかと思いますが、公共事業関係の予算は年々削減されておる状況にあると考えております。

○前川収委員 では、さっき言ったとおり、まずは国と地方の協議の場の部分ですけども、全国知事会もしくは知事会は皆さんマターの話ですけども、全国議長会においては相当やっぱり事前にその協議か何かをして、各県議会に下ろしていただいて、その中できちとした議論をして、そして全国の議長がお集まりになって、その上でまた意見集約をして、その上でこの協議の場に臨むというスケジュールを組んでやられるのであれば、それは我々だってある程度は仕方ないなと思いますが、いつ開くから急に来いと言われて、

ぽんで行かれて結局、我々が構成している議会の意見が全く反映されないままであれば、勝手にやれという話ですね。法律とはいえ義務はないということだから、勝手にやられたということですから、つくられたということとは余り意味はないということですね。そう勝手に解釈するしかないのかな。全国知事会は、どうなさいますか。それは、そういうプロセスをどうされるのか、そこについては知事会で協議があっているかどうかを後で教えていただきたいと思います。

それからもう一つ。財政の話は今財政課長が、ほとんどが農林と国交省の関連予算だったんですけれども、対象事業として見れば、文科省とか環境省とか総務省とかいろいろ入っているわけですね。全体でシミュレーションされていますか。要するに、これはさっき言った公共投資予算として対前年の6.6という、減っているということなんですけれども、全体ではどうなのかを、もう1回教えてもらいたいと思います。

○坂本企画課長 先ほどの協議の場の法律ですが、まず結果の国会への報告あるいはその協議結果の尊重というのが法制化されたということは意味がないとおっしゃったんですが、我々としては非常に、法律でうたわれたことは大変重要なこと、意義があることだと考えております。ただ単に聞きおくとか言いっぱなしとか、そういうことではなくて、その結果を国会に報告し協議する、あるいは協議結果をそれぞれが尊重するということは、非常に意義があることであろうと思っております。

知事会としましては、それぞれ課題についていろんな検討部会がございます。あるいはPTを組んで議論をしております。そういう結果の中で合意をしたものというのが大体方針が出ておまして、そういうものが常にこの場に持ち込まれて議論されるということに

なっておるところです。

○小林財政課長 財政課でございます。

農林、土木のみならず全体を含めてということでございましたが、ちょっと今手元に資料がございませんので後ほど補足させていただきたいと思いますが、国全体のベースで申し上げさせていただきますと、公共事業関係費につきましては、平成22年度から23年度までの間で5.1%の削減がなされておるところでございます。このうち関係所管ベースで申し上げますと、農林水産省及び国土交通省が4.2%の減、その他所管が24.1%の減となっております。以上でございます。

○前川収委員 私が「意味がない」と言ったのは、積み上げられたものがきちっと出て、一から積み上げるという話ですから、積み上げた中で協議されたことであれば、それは当然意味が出るわけなんですけれども、全然積み上げなしで、いわゆる一個人として、例えば県議会は全国県議会の議長会はどういう議論をやっているのか私はわかりませんが、ちゃんとやっつけらっしゃるのかどうかわかりませんが、ただ単にその場で、その人の個人の意見が反映されたって、それはただ、その人が義務を負うだけであって、我々の意見の反映じゃないということであるならば、意味をなさないということだということだと考えておりますので、それはもう皆さんに言う話じゃありませんけれども、知事会では相当な覚悟でやっつけらっしゃるということだと受けとめさせていただきますから、やっつけらっしゃる議長会もどういうスタンスでいくのか、つまり勝手にやれという形でいくのか、ちゃんと積み上げていくのか、我々側の話なんですけれども、どちらかを整理していく必要があるかなというふうに思いました。

それから、今、地域自主戦略交付金の話で

すけれども、全国ベースで農林と国交省関係で4.2%減ったという話ですけれども、熊本ベースは6.6ですから、やっぱりかなり減っていますね。

僕が言いたいのは、こういうお金の流し方、ひも付き補助金とか、何とか付きとか、色付きとかなんか言って、ずっとこの中でも議論してきましたけれども、要は需要は我が国はもう目いっぱい、やらなければならないことがたくさんあって予算も必要だという状況の中ですから、自由裁量を挙げて総額を減らされるよりも、必要な部分に必要な額を入れてもらった方が助かるというのが、私は現実的な話だと思っておりました。自由にどうぞ、そのかわり減らしますと言われるならば、ちゃんともともとこっから申請して必要だと言ってもらっている交付金とか補助金であったわけですから、その分がきちっと満額来ることの方が重要だと思っておまして、ここで懸念すべきは、今まで補助金事業目的ごとにきちっと幾らついたというのが我々がわかってきたこれまでの制度と、今後、交付金というのはひもがつかないわけですから、総額で来てどの事業に幾らついたというのがなかなかわからないところになってきますから、そこはやっぱり総額で比較するしかないのかなというふうに思っています。とはいえ、9割は今回までは継続事業を重視したということで、だんだんその比率は変えていくという話ですから、もっとわからなくなってくるので、やっぱり県行政としては総額の動きというものには常に神経をとがらせながら、なおかつ、あの事業はどうなっていますかと我々は地元でもたくさん聞かれますよ。例えば、国会議員の皆さん方に、事業費が足りませんからという話をすると、必ず言われるのは、「いや、一括交付金の中に見てあります」と言われるわけですね。もう需要は満杯でどこにも余裕がないのに、そちらで見えてありますからそれを工夫して使えと言わ

れてしまう。そういうふうになってしまう。つまり、国から見れば総額抑制がかけやすい制度になっているということの指摘をせざるを得ないと思っていますので、後でまた教えていただきたいんですけども、県庁全体でそういった部分にちゃんと神経をとがらせながら、そして減ったのは減ったと言ってもらわなければ困るんですね。これでいいんだと言ってしまうと、それはそのままの予算で我々は納得していると思って……。制度が変わったから納得するんですか。そうじゃないでしょう。制度を変えたのは国が変えたんですからね。我々は住民のニーズにこたえるだけのちゃんとした費用はきちっといただく、それは補助金であろうが交付金であろうが、結果は同じですよ。そここのところに、この交付金とか分権改革とか何とかと言いながら、結果としてそういう我々にマイナスになるようなところには非常に気を配っていただきたいし、できれば、そういった総額的な抑制とか、どの事業に幾らつけましたというのは県単位ではわかるでしょうけれども、国の裏側までちゃんと見るぐらいのですね……。もともと継続事業というのは9割の基礎はあるはずですから、この事業の交付金の中身の9割は今回はあるわけですから、その内訳を教えてくださいとか、そういうアピールをしていただきたいと思います。内訳は、報告はあっているんですか。継続事業の積み上げ、いわゆる交付金の9割は、継続事業は本年度は積み上げでしょう。その内訳というのは、わかっているんですか。

○小林財政課長 財政課でございます。

一括交付金の1次分の9割分でございますが、継続分についての積み上げの御質問でございました。これにつきましては、昨年度のうちでございますが、23年度の事業費の見込み額調べですとか、そういったもので数字を出しております、その数字をもとにして国

の方で配分額が決定されてきたということで受けとめております。

○前川収委員 では、その配分額というのは、県が示した額と大体充当されているんですか、それともさっき言ったように全国平均4.2%、本県は6.6減っていると言われたけれども、それが6.6減ったということかな。

○小林財政課長 交付金の配分についてでございますが、事業の見込み額ベースで出しておりました数字が155億円でございます。これにつきましては予算を多めにとってくることを目指すという面もございましたが、結果として配分の総額といたしましては112億円余というふうになっておるところでございます。したがって、内示率としては72%となっておりますという状況でございます。

○前川収委員 そういうところを、きちっと教えてください。でないと、たぶん「交付金ですから」だけの一言で終わってしまいますよ。中身はわからずに、自分たちがどういう要望してきて何が必要なのかもわからないままで、ただ「交付金ですから」と言われて、あとは勝手にやってください、裏には総額抑制というのがかかっているということ、我々はきちっと見抜いておかないといかんとお思いますので、そういった情報については逐次また教えてください。以上です。

○松岡徹委員 まず1つは委員長に伺いますがこの道州制等の特別委員会が、平成19年にできていますよね。第1回委員長が前川委員長ですけども、前川委員長がこんな発言をしております。執行部からの提案について、右左という審議をしていくというよりも、我々が自発的に問題提起をしながら、その部分について道州制がどういう動きをしていくの

か、場合によっては国との議論の方向が定まる中で、我々としてはそういうのは受け入れられないというようなことも含めて議論していこうと。その前提としては、市町村合併がやられて、いろいろ非常に県民からも「こんなのが出ている」と、そういう認識が示されているわけですね。

今回のこの委員会もその継続でしょうから、そういう角度で議論をするということによって理解していいのかなというのがあります。

1つは3ページの、義務付け・枠付けの見直しの問題です。これは要するに、国が社会保障などに対してそれまで憲法や法律に基づいて最小限基準を定めていたのをかなり、平たく言えば取っ払っていいという性質のものなんですけれども、それで今議会にも、例えば、地方消費者行政についての請願とか、それから子ども子育て新システムについての請願とかが県民からも出ているんですけどもね。ですから私は、義務付け・枠付けの見直しでこうこう、こういうものがありましたからすぐ条例化しますという、そう単純な、まさに左から右へということではない。やっぱり、せつかくこういう特別委員会もあるわけだから、きちり議論する必要があると思うし、執行部としてもそういう視点で、地方自治体というのは住民の福祉の増進を基本にする機関であるわけでしょうから、そういう視点が必要じゃないかなと思うんですけども、それが1つ。

それから2つ目に、10ページからの、いわゆる九州広域行政機構なるものについてなんだけれども、要するに委員長と委員を知事が務めます、それから議会をつくりましょうというようなことなんですけれども、実際それぞれの、そして基本的にはこれは丸ごと受け入れます、当面は3つあたりに絞りますよということなんですけれども、実際それぞれの知事さんは知事さんで、それぞれの県の仕事

をやりながら、そういうことができるのかな。それから議員を議会代表者会議、議事機関というのをつくりますということだったが、関西の広域連合あたりは議事機関は20名ですかね。実態として、九州のこの議事機関というのはどうなるのか。今、全国知事会の話とかもいろいろ出ていたけれども、どのくらいの人かという資格で出て、どういう責任になるのか、そこら辺が、よく「絵にかいた餅」という話があるけれども、こんなのは実際的にどうなのかということで、執行部の認識をちょっと伺いたいと思います。

3点目に、道州制の問題で結局、道州制と市町村合併はセットというか、都道府県を廃止しましょう、道州制にしましょうと。道州と基礎自治体となるということですね。基礎自治体は30万とか少なくとも10万以上とかいうことになるんですけども、全国を見ますと、県の役割が一番低下しているなどと思われるのは神奈川県ですね。あそこは横浜、川崎に、今度は相模原が政令市になったので、64%ぐらいは政令市になるわけです。だから、都道府県のシェアというのは、シェアという表現はともかくとして、役割というのは30数%、その次が京都府で50数%。

ちょっと聞きますけれども、熊本県は今45市町村になっているんですけども、熊本市とほかの市町村の割合はどのくらいなのか、44。そこら辺の点で、道州制というふうに考えた場合に、あれだけ平成の合併で大変な目にあっただけだけれども、あと残った44の市町村をどうするのかということですね。そこら辺について、今、国段階の道州制の話は進んでおらぬけれども、県としてはどういうふうな認識なのかですね。その3点。

○中村博生委員長 今3点質問がございましたけれども、まず義務付けと枠付けの見直しの件を坂本企画課長。

○坂本企画課長 それでは第1次の、一括法の中の義務付け・枠付けの考え方ですが、今御指摘があったような考え方、つまり地方のみずから考えて受けとめて決めていくというときに、国の枠が外れたから、あとは減らすだけ減らそうとかそういう意識ではなくて、どういう住民ニーズに合ったものかというのを、まさに議論して決められるというような自由度の拡大というふうにとらえるべきだという御指摘、そのとおりだと思っております。

これについては、今までは法的に基準があったものがなくなって、あとは条例で決めざるを得ないという条例に委任をされる、これは制度的にそうなるんですが、その中で例えば施設面積だとかいうもので、国としてそこはもう守らなければならない基準として残るものもありますし、標準として残るものもありますし、参酌すればいいというような基準で残るものもあります。国は国として、ナショナルミニマムとしてどうしても守らなければいけないと考えるものについては、守るべき基準として残すというようなことで示されていますので、そのあたりは内容を精査しているところなんです。後で各担当課の方から、フォローがあればしていただきたいと思っております。

続けて2番の、広域行政機構について御説明させていただきますが、実際これが動くのかという御心配だと思います。我々も、では知事が知事として忙しい職務の中でそれぞれの、例えば九地整の担当の委員となり九地整を担当するというようなことは実際に可能なのかというようなことについて、それは具体的にどういう事務があつて、何を、どんな役割を担うのかという、事務を細分化して業務量はどのくらいなのか、どういう合議制の決め方をするのか、そういうことは今のところまだ具体的には検討しておりません。これは九州の広域行政機構のあり方として、こうい

うことが想定されるというのを決めて、今提案をしている段階です。法律は基本的に国がそれを受けて、どういうふうに制度設計をしていくかということで、その中の議論で決まっています。我々は我々の案が具体的に回るように、どうすれば回るのか、どのくらいの事務量があるのか、どういう意思決定をすればいいのか、そういうのは今から検討していこうということに考えておるところです。

まさに、議会代表者会議についても、どんな代表者の選び方があるのかとかは、議会の方でもいろいろ検討していただくというふうなことで考えているところです。

道州制の件については……

○小嶋市町村局長 では御指名ですので……。課長も準備しておったようでございますけれども……。

ただいま松岡委員から、いろいろ御指摘がありました。道州制と合併はセットの議論ではないか、流れは同じ流れじゃないかといったことも含めてお話がありました。

まず最初に、県のシェアにつきましては、一応、今の段階では熊本市が占める県全体に占める割合としては39.5%という形になっております。それで、これは全体で見ますと、5番目ぐらいの位置にあるかというふうに思っております。先ほどおっしゃってられましたように、一番大きいのは、逆にこれは単独では京都市が55.7%ということで、一番大きいんですけれども、政令市が2つ、3つあるところがございますので、例えば、先ほどおっしゃいましたように神奈川県につきましては63.8%という形になってございまして、それぞれ大きな市が県の人口の中で相当程度のシェアを占めてくる、そういう状況にあるかなというふうに思っております。

そういったことを含めまして、今回、政令市になるわけでございますけれども、そのほ

かの地域の振興というものをいかに図っていくかということをお我々も今一生懸命、先ほど企画の方からも説明がございましたけれども、この1年かけまして、しっかりとそのあたりのところは詰めていくということで今考えているところでございます。

それと、先ほどございましたけれども、合併につきましてはそれぞれもう委員の先生方も御存じのとおりでございますけれども、大きく動き始めましたのが平成11年の地方分権推進一括法以降であったかなというふうに思いますけれども、その時点、地方分権を進めようというのが国の流れの中で出ておりました。それで、その地方分権が具体化するに伴って、その市町村を取り巻く環境変化に対応できる基礎自治体づくりというものを頑張っていこうということで、この合併に取り組みされたわけでございますけれども、結果的には合併新法と旧法の都合10年間やったわけでございますけれども、それぞれ基礎自治体としてはかなり体制強化は図られてきたのかなというふうに思っております。ただ、残念ながらといいますか、市町村を取り巻く環境変化がかなりまた、この10年の中でも変わってきておりますので、やはり引き続きこの市町村体制強化といいますか、規範強化はずっと続けていかなくちやならない課題になっているのかなというふうに思っております。

それと、ある程度体制が強化されてきた市町村の問題とともに、その後、国・県のあり方というものが問われてきている。そういった中で分権の流れの中で、やっぱり道州制というものが今いろいろ議論がされているということで、こちらの方は今からの議論になっていくのかな、そんなふうにとらえているところでございます。

○松岡徹委員 まず第1点の件けれども、これは自由度の拡大とかというよりも、そも

そも国がやるべきことをやりません、地方でやってくださいということに対して、地方自治体としてきちっとやっぱりチェックをして、それは困りますと言うべきものについてはやっていく。例えば、子育て支援システムの場合も、本来、保育についてやってきた国の、いわばこれまでの措置制度などを含む、あるいは入所についてのあり方なども含む、そういうのを取っ払って民・民であるいは企業がどんどん入るとかいうふうになっていくわけですね。そういうものに対して、いやそれは困るという請願が今度出ているわけですけども、まさに熊本県としてそういう角度から、いわばこの義務付け・枠付け見直しについてはチェックをするという姿勢が必要じゃないかということ、私は言いたかったんです。

それから2つ目の、いわゆる何というか、九州広域行政機構を提案するというのが、だれが考えても九州地方整備局はどれだけありますか。そんなのを含めて県知事が担当するなんというのができるはずがない。また、これだけの、それも含めた業務を、いわば議事機関として、関西連合なんかは20人ぐらいだけれども、そんなことも定かでないのを提案するというのは僕は議論に耐えられんのかなと思って、改めた方がいいんじゃないかと、ちょっと忠告を申し上げたんだな。

それから3番目の点で、平成の合併の評価はともかくとして、今私が言っているのは道州制ということ考えた場合に、いわば都道府県をなくすというわけだから、そして道州と基礎自治体にするというわけですよ。基礎自治体というのは大体、もともとは3,300あったのが今1,700ぐらいになって、それを当面1000から700ぐらいにしよう。そうすると30万から10万というふうなことが、いわば言われているわけだから、熊本県として、今の実態からしてそうなることが実際あり得るのかというようなところは、やっぱり我々の

委員会でもきちっと議論をしないといかんし、執行部もその辺はきちっと分析をして、困難でありますなら困難でありますというような見解を出すべきだということですね。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

1点目の中で特に福祉の話が出ましたので、補足説明をさせていただきます。

今回の条例化するというところで、右から左に事務的に条例をつくるのはけしからん、福祉の増進という視点が必要じゃないかということでした。先ほど企画課長の答弁にもございましたように、今回の条例につきましては、国が従うべき基準、これは必ず適合しなさいという、いわゆるナショナルミニマムのものですが、それと標準、通常よるべき基準、それから参酌すべき基準ということで振り分けがなされておりまして、県の方でもその決め方によりまして、しっかりと議論しながら条例の内容というのを検討していきたいと思えます。

具体的な例を1つ申し上げますと、同様の形で国が制度化をして都道府県が基準を条例で定めるという形が、平成18年に法律が通りました認定こども園制度、幼稚園と保育所が一体化した施設でございます。これでも同様に都道府県の方で基準を定めるという形がございました。国の方で参酌すべき基準というのが示されておりまして、県でもかなり議論しまして、ほかの県とは違いまして独自の主な基準として、例えば給食の外部搬入を認める条件を厳しくしたり、あるいは子育て支援事業における専従職員の配置等々、子どもの視点あるいは子どもの育ちの視点ということで条例の内容の議論をしておりますので、今回の分権に伴います条例化につきましては、高齢、子ども、障害の施設などかなり重要・高度の基準がございまして、それぞれの基準につきまして県の方で外部の方の意見も聞き

ながらきっちりと議論してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○松岡徹委員 今のこども園の問題でも、もともとは幼保一体化と、それでこども園にしますと。實際上、今どんなふうになっておるかという、いろいろあって、幼稚園は残します、保育園もゼロ歳児を見るところと、それは分けますと。認可外も、言うならば最初のいわばはなばなしくぶち上げたこども園に一本化して幼・保一元化と言っていたのは、もうばらばらになっているんですよ。それが国の実態なんです。だから、まさに右から左に、国がこうだからといって、それに「はい、そうですか」とやっていたら大変なことになる。やっぱり、しっかりその視点は持って、議会とも相談してやるというようなことを指摘したいし、お願いしたいと思います。以上です。

○中村博生委員長 個別的なことになっているようでございますけれども、そういったことで各課はよろしくお願ひしたいと思ひます。

この広域行政機構については、各県の知事のそういった思いが強い部分があるかと思ひます。イメージ的にきょう説明していただきましたけれども、執行部としてもよりよいあれをつくっていただきたいというふうに、知事の方にも伝えていただければと思ひます。

ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 道州制の問題ですけれども、もうこの20年、30年、中央集権から地方分権と、それから一極集中から多極分散といろんな要望が飛び交って、その議論の中でこの道州制というのが出てきました。自民党が政権時代に、道州制をひとつ国策として目指そうという動きがずっとあって、それで今

回、与野党を含めた、民主党政権の中でも与野党を含めた懇話会が発足したと、先ほど説明を受けました。

県民の中では言葉だけは先行していますけれども、中身については理解が進んでない。だから総論、各論いろいろあると思うんです。それから知事は、要所要所で道州制の導入と政令市移行後の州都実現をいろいろしゃべっておられて、やっぱり知事がおっしゃるからアナウンスメント効果があつて、経済界やいろいろな県民の中はかなり浸透してまいりました。いいことだと思います。だが、その具体的な中身については、県民に周知徹底はまだまだなんですね。国策として仮に方向性が決まったとしても、統治機構の非常に大きな革命的变化だから、中央省庁のいろんな反発やいろいろ障害はあると思うんですけれども、いずれにしても、その総論、各論の部分についての県民世論に対して、やっぱり当委員会もそうだけれども、県の行政もやっぱり世論喚起というか、この中に懇話会の目標に国民運動まで目指していくと書いてあるんですけれども、もしそういうふうに国が方向を定めるとしたら、県としてもやはりこの道州制の是非あるいはそのメリット、デメリット、それから県民に対する周知徹底、そういう作業に早くから取りかかしておく必要があるんじゃないか。まだ先の先ですよ、20年先か10年先かわかりませんよということかもしれませぬけれども、一つの流れができた以上は、速度を早めるということが必要だと思います。意見です。

○中村博生委員長 意見ですか。要望という形でいいですか。はい。

○前川収委員 さっき松岡委員から私の名前も出て、初代の実はこれを立ち上げたときの委員会の委員長でしてね。議事録は、私は頭の中に残っているかどうかは別として。

ただ、あのときは道州制の話が、今、岩下先生から話がありましたけれども、過去に市町村合併を強力に推し進めた、これはもう正直言って地方自治というよりも国の強権的なやり方の中でやってきたという反省を我々は持っておりまして、市町村合併特例法なる法律も、市町村の意見を聞いてつくった法律というよりもいかに効率的にその市町村合併を進めるかという前提に立ったやり方だったというふうに、当時、私は思っておりました。

そこで、道州制問題等調査特別委員会をつくらうとなったきっかけは、やっぱり市町村合併みたいなことになってはいかん、仮に道州制をやるとするにしても、それはやっぱり地方の意見、我々の意見というものがきちっと反映された形の中でやるべきであり、道州制に前のめり、つんのめっていくということよりも、むしろ斜に構えて、やるのであればこうだということの議論を我々側、県議会側できちっとやっぱりやっておかないと、市町村合併の二の舞いを踏む、つまり、もう法律が決まったときは遅かったという形で、国主導でやってしまったということの反省に立った形で、この道州制の問題の委員会、つまり右左を決める必要はないというのは、やるかやらないかをこの前で決める必要もない、むしろ問題点を、やったらいいこともあるし、やらない方がいいこともある、そういった問題点をしっかり洗い出しながら勉強していきましょうという前提だったということで、その精神は今もこの議題の中で、付託案件の中で「道州制に関する件」としか書いてなくて、道州制を推進するとも推進しないとも書いてないんですね。だから、そういう精神で今後も私は少なくとも臨んでいきたいと思っていますし、市町村合併の反省に基づいて、市町村の首長さんと議会の人たちにお集まりいただいて、この委員会であのときは意見交換会をやらせていただいたんです。道州制に

ついてどう思いますかと言ったら、そのとき出た答えは、道州制どころじゃない、市町村合併をやったけれどもなかなか絵にかいた餅で、思ったとおりにになってないということがたくさんあって、まだまだ問題消化ができてないと、4年前ですけれどもね、そういうのが当時の実態でしたから。しかし、とはいえ道州制が本当に進むのであれば、あつと言う間に行ってしまった、後でしまったと思うことがないように議論を進めましょうという意味では、私はそれなりに成果が上がってきていると、それなりに今岩下先生がおっしゃったとおり、道州制とはという部分についての認知度が上がってきて、いいか悪いかはまた別として、どうも道州制を言い出すとやっぱり先々へ進む方の議論になってしまいがちですけれども、やらないことも前提に常に議論はするという姿勢を我々も、これは、やりたい人はやると言っていいし、おかしいと思えばおかしいと言っていいし、そういったところでの中立的な委員会ということを、初めての委員会ですから再認識しておけばいいのかなと思っています。これは意見です。

○溝口幸治副委員長 私も、ちょっと道州制について……。

私もずっと委員会に入らせていただいていますので、これまでの議論を見てもメリット、デメリット、あるいは自民党が政権をとったときには分厚い資料が出てきて、民主党政権になったらもう紙1枚ですね。ほとんど議論することがないみたいな感じです。私の感覚からいくと、平時のときにはできないな、道州制と議論はしてもこれは進むことはないだろうなというふうに感じていました。

今回の大震災において、こういう状態になって、東北が本当に道州制でなければ早期に復興ができない、仮にそういうふうな形だと道州制というものは進むだろうというふうに私は、そういう感覚を持っています。平時

のときに、今どれだけ九州でやろうといても進むような感覚を今持っていません。ただ、いろいろな最近の震災に対する情報とかが見ていると、ああいう大きな震災があった後に、10年、20年ぐらいの間に関東大震災や東南海地震や、連動して地震は起こるんだと、100年200年、1,000年ぐらいのサイクルでいったらそうなるんだというものが、仮に歴史的事実としてそのとおりに来るとすれば、まさに西日本も含めて、そういう状態になったときには道州制という議論もあるのかなと思います。

そこで、さっきの九州広域行政機構の話ですが、これ見ていると、河川は1つの県にまたがるものは受けましようとか、国道も受けましようとかいう話がありますが、これを大震災以降よくもう1回見直してみるという、考え直してみるということは大事だろうと思います。先ほど申しましたように、平時のときは、やれ国は縦割りで仕事が遅いので、自分のところの既得権益ばかり守ってやることをやらなので、地方によこせ、そういう議論が成り立ったのかもしれませんが、大震災以降、もう1回そのフィルターに通して見たときに、果たしてそうなのか、国から何もかも、権限も財源も人員も全部引き取って、ああいう災害があったときに果たして対応できるのか、そういう視点でもう1度やはり考え直してみる、そういった視点でこの九州行政広域機構も考えてみるというようなことも大事だというふうに思いますので、きょう結論は要りませんが、次回、その次あたりまでそういったものもぜひ執行部の方で検討していただきたい、そのことを要望しておきます。以上です。

○松岡徹委員 再三紹介して申しわけないけれども、その前川委員長のときの議事録を持ってきておられるけれども、その中で前川委員が言っておるのは、普通の委員会と違って議員

間の議論もあっていいんじゃないかと、あなたは発言しておるですね。溝口副委員長のお話、あとの方は大賛成で、最初の方で、大震災があって、私なんかが見ているのは、やっぱりああいうときだから基礎自治体というか、やっぱり1つ1つの自治体機能がどれだけきちっとやっぱり果たすかが、復興にしても救援にしても、やっぱりネットワークとして非常に大事ですよ。その辺もちょっと感じておりますので一言。

それと、道州制問題では全国町村会は断固反対という決議を出しておりますからね。それはもう熊本の実態がそうだと思うので。それを、ちょっと意見として申し上げておきます。

○中村博生委員長 意見ですね。

ほかにありませんか。

なければ、次の政令指定都市関係について質疑を行いたいと思います。

○上田泰弘委員 済みません、2点ちょっと聞かせていただきたいと思います。

県から市に事務権限が移譲されるということなんですけれども、これ33ページなんですけれども、これの2番、市から県への派遣30名、県から市への派遣2名ということになっています。これ、かなり政令市に事務量が、権限が移譲されたら事務量はかなりふえてくると思うんですけれども、例えば土木なんかもかなり移譲されるでしょうし、そういうときに人の、例えば県から市への出向というんですかね、県から市に派遣となるんでしょうか。そういうのは、今どうなるかわからないんですけれども、そういう人的なやりとり、市の方が、県は事務が減って市はふえるわけですから、市の方にたくさんの方を県から、その浮いた分という言い方はいけませんけれども、担当していた人たちを市に派遣、どれぐらいの人間になるのかどうかというのが一

つ。

もう1つは、これ都市計画課だと思いますけれども、最後のページの線引きですね、これはよく御存じだと思いますけれども、かなりもめていると思います。大体、市からどのタイミングで県にどれくらいの時期に上がってくるのか。それと、どれくらいの時期に上がってくるのかということと、今ちゃんと説明会がこれ、役場で、支所で各地区の人たちを集めてやられているみたいなんですけれども、要は、御高齢の方々が役場まで行けない、この線引きの話を全くわかっていच्छゃらないんですよ。私は、住民に対する説明がまだまだ不十分だと思いますし、帳面消してみたいになったらいけないと思っているんですけども、その辺は把握されているのか。いつの時期に出てくるのか、そういう住民説明は十分だと思っていच्छゃるのか、あわせて3点お願いします。

○古閑人事課長 まず1点目のお尋ねでございますが、現在お手元の33ページの資料でございますと、23年度は市の方から研修という形で受け入れさせていただいております。

本格的に24年4月に政令市に移行になりますと、県の方からは逆に市の方へ、大体今の時点では24～25名程度、これは派遣という形で市の方に、県がやっている業務の支援という形で今予定をいたしております。一応、24～25名を、2カ年程度、また協議によりまして26年までの3年間というようなことで現在考えております。

○平山都市計画課審議員 都市計画課でございます。

まず1点目の、どの時期に県に提出されるかという点でございます。資料の35ページの方にも書いておりましたとおり、現在、熊本市において地区ごとに地元説明会が行われております。植木町については9回、城南町に

ついては3回、富合町については7月1日の説明会をもって地元説明会が終わるということをお聞きしております。

地元の説明会の意見を踏まえまして、市から素案という形で県に提出される予定でございます。

もう一つ、2点目の御質問でございます。説明会は高齢者等でなかなか十分な理解が得られてないという状況ということで、それに対して十分なのかというお尋ねの件でございます。

先ほど御説明しました、今、地区ごとにお集まりいただいて御説明をしておるところでございますが、なかなか参加者等の把握につきましては十分でないかどうか、ちょっと十分な資料は今手元に持っておりませんが、市から聞いておりますところによりますと、説明会後にも担当者が残りまして個別にまた御説明をしている、さらには各市の総合支所に臨時の窓口を設けまして、個別で御相談ができるような体制で、市としましては十分説明できるように体制をとっているということで、お聞きしております。

県としまして、今回の線引きというのは地元の合意形成が一番大事だということを認識しております。市の方としても、しっかり丁寧な御説明を今しているということで聞いておりますので、その動向をしっかり見極めて、最終的には都市計画決定権者であります県として、地元の合意等の動向を見据えた上で、その後の手続を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○上田泰弘委員 地元の意向といっても、これは大体引いてきた線を見せて説明するしかないんでしょから、それでちゃんと納得してくれるように、やっぱり説明はかなり丁寧にやらないと、これは自分の財産にもかかわってくる話だと思いますので非常に難しいの

かなと思っています。これはもう時期はあれなんですかね、政令市になるときは必ず線引きを終えていなければいけないという決まりかなんかはあるんですかね。

○平山都市計画課審議員 今の線引きの時期でございますけれども、都市計画法には、いわゆる政令市においては線引きが必要、いわゆる義務化されております。いわゆる政令市移行までに線引きができないと、法にそぐわない状態になります。熊本市においても、そういう法にそぐわない状態にならないように、今、政令市に向けての作業を進めておるところでございます。当然、決定権者であります県においても、法にそぐわない状態にならないように、政令市移行までに線引きを行うように進めていきたいと考えております。

○上田泰弘委員 では新潟とか、ああいうまだ線引きが終わってないところは、法にあらしてないということですね。

○平山都市計画課審議員 新潟と相模原市、今委員御指摘のとおり、政令市までには線引きが行われておりません。先ほど都市計画法の規定によりますと、政令市においては線引きが必須という事実がございますので、現在、新潟におきましては線引きはもうすでに行われておると聞いております。

なお相模原については、まだ作業中ということを知っておりますけれども、県としましては法にそぐわない状態をつくらないという考え方でやっていきたいと考えておるところでございます。

○上田泰弘委員 わかりました。

○中村博生委員長 いいですか。ほかにありませんか。松岡委員。

○松岡徹委員 参考資料の1の、県と市の基本協定書ですけれども、これはちょっと質間ですけれども、部分的な変更というのはあり得るんですか。

○能登市町村行政課長 参考資料の4ページでございますが、その他の(1)の、定めのない事項等の取り扱いのところ、この基本協定に定めのない事項または協定の内容を変更すべき事象等が生じたときは、その都度、県と市で協議するというふうになっております。ただ、どういった場合に変更するかというのは、また双方協議しながらということになるかと思えます。

○松岡徹委員 私の意見としては、この4ページの単県単独医療費助成ですかね、重度と乳幼児とひとり親の、これが2分の1から3分の1になっておるわけですね。これは確かに県としては7,000万ぐらいそれで減額になるから、県の財政としてはいいけれども、市民の側からすると、それによっていろいろ負担分になったり制度が悪くなったりする面もあるものだから、それで、これはやっぱりよそを見たら、政令市の千葉市あたりも県にやっぱり、ちょっとどがんかしてくれという要望を出したりしているのもあるんですよ。だから、これはどがんかならんだろうかという声が私の方にかなりきておりますので、それだけちょっと申し上げておきます。

○中村博生委員長 意見として、いいですか。

ほかにありませんか。重村委員。

○重村栄委員 今、県・市協定の話が出ていたので、ちょっとそれに関連してですけれども。

今、見直しをされるということになっておりますが、もし見直しをされるときに対して

の要望でございます。この県・市協定の中に、熊本市内にある港湾の件が全然入っていないんですけれども、熊本新港、河内港、百貫港、市内にたしか3つあるんですよ。熊本新港については、これは広く県民が利用されるので、これは県が見ても別段おかしくはないなというふうに思います。ただ、百貫港と河内港は、恐らく県民が広く使う港ではないかな、そういう感じがしております。この2つについては熊本市に移行すべきではないかなという個人的な感覚を持っています。たぶん、県はやさしいのでお金がかかるものは面倒を見てあげようという発想があるのではなからうかな、財政があるのかなという感じがしているんですが、たぶん、この河内、百貫港の見直しのときにはやっぱり熊本市に移管した方が、客観的な感覚からいくといいのではなからうかなと思いますので、しっかり見直しをしていきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村博生委員長 では、だれか……。

○重村栄委員 いや、答弁は要りません。要望しておきます。

○中村博生委員長 いいですか。大変大事なことでございますので。政令市になったところに港湾の管理を移したという例はなかですか。

○能登市町村行政課長 今のところはございません。それで基本的には県が管理する港でございまして、熊本市との協議の中で移す移さないというのを、法律で必ず移すべき事務という整理ではございませんので、お互いの協議の中でしております。この港については移しておりませんが、そのほかの事務も含めまして今回がすべてといたしますか、政令市移行後につきましても住民のサービス向

上につながるような事務につきましては、引き続き検討するというスタンスではございません。

○重村栄委員 答弁は要らなかったんですけども、せっかくおっしゃったので一言つけ加えますけれども、港はよく御存じのとおり、利用するためにはしゅんせつとかかなりお金がかかりますね。当然、熊本新港と違って水深はそんなに深くともなくもいい港ではあるんですけども、それなりにしゅんせつなり何なりでお金がかかってくるわけで、熊本県も貧乏だと思ひるので、熊本市の方が若干裕福じゃないかなと思ひますので、しっかりと話し合いをしていただければいいなと思ひています。

○中村博生委員長 よろしく、お願ひします。

ほかにございせんか。東委員。

○東充美委員 先ほど上田議員からの中であつた線引きの件に関連してなんですけれども、平山審議員だったですかね、今、熊本市圏の中で今までの調整区域の中で集落内開発制度ということをしてやりまして、これは調整区域の方からもずうっと前から私たちの地域からも出ていたんですけども、例えば農家の分家とかそういうところは150坪以内だったらその集落の中で建築可能とかいう、それが今度は一般的に、集落の中では建築可能になってきたということで、それがやっとなつたのが大体大きな枠なんですけれども、私も全体的にはわかりませんが、何か50戸連檐集落のあれがあれば、そこを全体的に開発ができるとか……。ところが今度は熊本市の方の話を聞いてみると、40戸連檐とかに緩和されていると聞いたんですけども、そういうところは県と市との協定とか、これからの話し合いとかで整合性をとるためには

やっぱり一律でないといけないと思うんですけども、そういうところは県と市とでは何か協議されておりますか。

○平山都市計画課審議員 都市計画課でございます。

今、委員のお話であります集落内開発制度につきましては、熊本市においては市の条例において集落内開発制度の内容を定めております。また県においては、熊本市以外の部分につきましては集落内開発の制度を定めております。

今委員御指摘のとおり、熊本市の集落内開発制度の要件と、県の要件が違っております。若干、熊本市の方が緩やかな状態になっております。

集落内開発制度については、本会議の高木県議の一般質問等でも部長の方がお答えしましたとおり、5年ごとに見直すことを原則としておりますということで、今後の集落内開発の状況等を見ながら、いろいろな見直し等をやっていくというお答えをしたかと思えます。今お話があった件については、それぞれの状況等を見ながら熊本市との調整といたしますか、お話もちよっと今後進めていく形になるかと思えます。

とりあえず、まず状況等を把握した上で、何がどういう問題があるのか、そのあたりをしっかりと見極めた上での対応をしていきたいと考えておるところでございます。

○東充美委員 今ありました住民説明会等では、植木、城南、富合とか、そちらの方ではそういう熊本市の方の適用をするわけですね。

○平山都市計画課審議員 今回、熊本市の分については、熊本市の条例が適用になります。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、続きまして閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本年委員会に付託の調査事件につきまして、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入りますが、何かございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、これもちまして第2回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長